

一般社団法人 山口県臨床工学技士会組織運営規程

(総則)

第1条 山口県臨床工学技士会(以下本会と呼ぶ)の組織運営は定款によるほか、この規程に定めるところによる

(入会金及び会費)

第2条 定款第9条による入会金及び年会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員の入会金は2,000円とする。
- (2) 正会員の年会費は本会からの通知を電磁的方法(メール等)で受領する場合3,000円とする。本会からの通知を書面(郵送)にて受領する場合4,000円とする。
- (3) 賛助会員の会費は年額20,000円とする。

(選任)

第3条 定款第26条による役員の選出を次のごとく定める。

2. 選挙権及び被選挙権を有するものは、(選挙告示現在)会費を完納している正会員に限る。
3. 理事の定数は定款の規定に基づき12名以上16名以内とする。
4. 理事のうち4名を各ブロック選挙で選出するブロック理事、残りの8～12名を全県区で選出する全県区理事とする。
5. 前項のブロック選挙は、次の4地域とする。
 - (1) 山口県東部ブロック: 岩国市、玖珂郡、柳井市、大島郡、熊毛郡、光市、下松市、周南市
 - (2) 山口県中部ブロック: 山口市、防府市、宇部市、山陽小野田市
 - (3) 山口県西部ブロック: 下関市
 - (4) 山口県北部ブロック: 萩市、長門市、美祢市、阿武郡

第4条 役員を選出するため、理事会の承認を得て、選挙管理委員を設ける。

2. 選挙管理委員は、正会員の中より若干名を選出して構成し、委員長は互選する。但し、選挙管理委員は役員候補者にはなれない。
3. 選挙管理委員は次の業務を行う。
 - (1) 選挙の告示
 - (2) 理事及び監事候補者届けの受理、資格審査、候補者の告示
 - (3) 投票及び開票の管理と当選の確認
 - (4) 総会に選挙結果の報告
4. 選挙管理委員の任期は任命された日から選挙結果の報告日までとする。

(選挙)

第5条 役員の選挙は書面または電磁的方法による。

2.役員選挙の告示は、投票期限の50日以上前とする。

3.役員に立候補しようとするものは選挙管理委員に選挙管理委員会が定めた立候補届け出用紙を指定の期間に提出しなければならない。

4.立候補届け出用紙の提出締め切り期日は、投票期限30日前とする。

5.立候補者氏名および選挙公報の告示は、投票日7日前とする。

6.立候補者は、ブロック選挙・全県区選挙の両方を立候補することはできない。

7.ブロック選挙については、就労先の地域を立候補地域とする。なお、未就労や県外に就労している場合に限り、居住先の地域を立候補地域とする。

8.ブロック選挙は立候補届けのあったものについて、正会員の無記名投票により行い、理事は連記制(投票数は定数以内)、監事は単記制とする。

9.当選者は、それぞれ有効投票数を得たものから高点順に定める。

定数最下位の同数得票者が複数ある場合は監事立会いのもと、選挙管理委員会による抽選で当選者を決定する。

10.役員選挙は定員以上の場合には選挙とし、定員以内の場合は無投票にて選出する。

11.役員選挙で当選者が定員を越えないときは、当選者にて役員を推薦することができる。

12.役員選挙は当選候補者が当選を辞退した場合は、次点者が当選者となることができる。

(無投票)

第6条 各選挙を通じ、締め切り日を経過するも立候補者が定数を越えないとき、又は越えなくなったときは無投票で当選者を定めることができる。

(異議申し立て)

第7条 選挙に関する異議は公示後14日以内に選挙管理委員に書面で申し立てることができる。

(出張)

第8条 会長は、会務のため関係役員に出張を命ずることができる。

(出張旅費)

第9条 この規定は、出張旅費及び理事会等に出席するための交通費について定める。

2. 理事会や委員会など県内で開催される会議等に出席する場合は、原則的に会長が旅費の支払いを決定するが、必要であれば理事会にて決定する。

3. 県外に出張する場合は、次の旅費を支給する。

汽車賃 特急旅客運賃

汽船賃 普通旅客運賃

車賃 燃料費+高速道路料金

飛行運賃 普通旅客運賃

日当 5,000円

宿泊料 10,000円

4. 出張の許可は会長が行う。

5. 日当(食事代を含む)は出張日数、宿泊料は宿泊日数に応じてこれを支給する。

6. 日帰りの出張は、交通費のみを支給する。

7. 本会以外から交通費あるいは経費が全額又は一部が支給されたときは、本会よりの支給はその差額分とする。

(セミナー等の講師料について)

第10条 この規定はセミナー等の講師料について定める。

2. 当会で主催するセミナー等の講師料は次のとおりとする。

＜現地開催の場合＞

医師 30,000円

コメディカル、その他

30分7,000円

45分10,000円

60分以上15,000円

＜Web の場合＞

医師30,000円＋動画作成料10,000円

コメディカル、その他

30分7,000円＋動画作成料3,000円

45分10,000円＋動画作成料5,000円

60分以上15,000円＋動画作成料5,000円

3. 県外からの講師については、原則的に会長が交通費、宿泊費の支払いを決定するが、必要であれば理事会にて決定する。

(役員報酬)

第11条 この規定は、役員の報酬について定める。

2. 役員に任命された者は次の報酬を支給する。

会長 30,000円／年

副会長、事務局長 20,000円／年

その他の理事、監事 10,000円／年

顧問 10,000円／年

委員長 5,000円／年

副委員長 5,000円／年

部会長 5,000円／年

委員 3,000円／年

(委員会)

第12条 当法人の組織運営のために次の委員会を置く。

- (1)組織委員会
- (2)学術委員会
- (3)人材活性化委員会
- (4)災害対策委員会
- (5)事務局委員会

第13条 各委員会にはそれぞれ委員長、副委員長を配置し、部会長と委嘱委員を若干名配置することができる。

2 委員長は理事の中から理事会の議を経て会長が任免する。

(組織委員会)

第14条 組織委員会は、次の事務を司る。

- (1)入会促進に関すること
- (2)地区活動及び組織強化に関すること
- (3)その他、組織に関すること
- (4)各種調査に関すること
- (5)関連団体の動向調査に関すること
- (6)中四国臨床工学技士会連絡協議会組織委員会との連携

(学術委員会)

第15条 学術委員会は、それぞれの分野について、次の事務を司る。

- (1)学術の調査、企画及び推進に関すること
- (2)各種講演会及び研修会に関すること
- (3)学会開催及び運営に関すること
- (4)学術出版物に関すること
- (5)その他、学術に関すること
- (6)中四国臨床工学技士会連絡協議会学術委員会との連携

(人材活性化委員会)

第16条 人材活性化委員会は、次の事務を司る。

- (1)若手会員の活性化に関すること
- (2)若手会員の組織力向上に関すること
- (3)その他、若手会員が主体となる活動に関すること
- (4)中四国臨床工学技士会連絡協議会若手委員会との連携

(事務局委員会)

第17条 事務局委員会は、それぞれの分野について、次の事務を司る。

- (1)本会会員の登録に関すること
- (2)本会の運営に関すること
- (3)本会会員への案内に関すること
- (4)ホームページ等の広報に関すること
- (5)その他、事務に関すること
- (6)中四国臨床工学技士会連絡協議会事務局会との連携

(情報提供規程)

第18条 この規程は、会員情報を、第三者に提供するために必要な事項を定める。

- 2 情報の提供を希望する者は、情報提供申請書に氏名、住所、連絡先、所属施設、提供希望情報の詳細、その情報の利用目的等を記載し本会事務局に提出しなければならない。
- 3 本会理事会は情報提供申請書の内容について審議し会員情報提供の可否について決定する。

(広報依頼規程)

第19条 この規程は、企業から本会への広報依頼について必要な事項を定める。

- 2 本会会員へ広報を希望する企業は、広報申込書に企業名、担当者、広報内容等を記載し本会事務局に提出しなければならない。
- 3 本会理事会は広報申込書の内容について審議し広報の可否について決定する。
- 4 広報にかかる費用として賛助会員は5000円／件、賛助会員以外は20,000円／件とする。
- 5 広報の方法は本会ホームページに掲載のみとする。

(名誉会員選出規程)

第20条 名誉会員の資格は、次の各号の何れかに該当し、原則65歳以上の個人とする。

- (1)本法人の会長、副会長、事務局長を経験した個人
- (2)本法人理事・監事を経験し、かつ本法人正会員歴10年以上の個人
- (3)本法人の進歩発展に多大な寄与をした個人

(慶弔規定)

第21条 この規程により、一般社団法人山口県臨床工学技士会の慶弔に関する必要な事項を定める。

2 会員に関する慶弔区分を、次に定める。

死亡

会員

弔電・香典料は、10,000円とする。

3 前条のほか必要がある場合は、会長がその都度処理し理事会に報告する。

4 本規程第20条2項に該当する場合は連絡が入った場合速やかに理事に届け出るものとする。

(細則の変更及び報告義務)

第22条 この規程の変更は、理事会において決定し、総会で報告しなければならない。

(付則)

1 この付則は、本会の設立の日(平成23年2月4日)から施行する。

2 この規程は、令和8年7月10日に開催された第18期第3回理事会にて決議され、令和8年7月7日から施行する。